

## 令和3年白老町議会定例会5月会議会議録

令和3年 5月26日(水曜日)

開 議 午前10時00分

散 会 午前10時34分

---

### ○議事日程 第1号

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議会運営委員会委員長報告
- 第 3 行政報告について
- 第 4 議案第 1号 令和3年度白老町一般会計補正予算(第2号)
- 第 5 議案第 2号 令和3年度白老町国民健康保険病院事業会計補正予算(第1号)
- 第 6 議案第 3号 白老町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 7 報告第 1号 専決処分の報告について(令和2年度白老町一般会計補正予算(第14号))
- 第 8 報告第 2号 専決処分の報告について(損害賠償の額の決定について)

---

### ○会議に付した事件

- 議案第 1号 令和3年度白老町一般会計補正予算(第2号)
- 議案第 2号 令和3年度白老町国民健康保険病院事業会計補正予算(第1号)
- 議案第 3号 白老町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 報告第 1号 専決処分の報告について(令和2年度白老町一般会計補正予算(第14号))
- 報告第 2号 専決処分の報告について(損害賠償の額の決定について)

---

### ○出席議員(14名)

- |           |             |
|-----------|-------------|
| 1番 久保一美君  | 2番 広地紀彰君    |
| 3番 佐藤雄大君  | 4番 貳又聖規君    |
| 5番 西田祐子君  | 6番 前田博之君    |
| 7番 森哲也君   | 8番 大渕紀夫君    |
| 9番 吉谷一孝君  | 10番 小西秀延君   |
| 11番 及川保君  | 12番 長谷川かおり君 |
| 13番 氏家裕治君 | 14番 松田謙吾君   |

---

### ○欠席議員(なし)

---

### ○会議録署名議員

- 6番 前田博之君                      7番 森 哲也君

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	戸 田 安 彦 君
副 町	長	古 俣 博 之 君
副 町	長	竹 田 敏 雄 君
教 育	長	安 藤 尚 志 君
総 務 課	長	高 尾 利 弘 君
企 画 財 政 課	長	大 塩 英 男 君
政 策 推 進 課	長	富 川 英 孝 君
産 業 経 済 課	長	工 藤 智 寿 君
生 活 環 境 課	長	三 上 裕 志 君
町 民 課	長	久 保 雅 計 君
税 務 課	長	本 間 弘 樹 君
上 下 水 道 課	長	野 宮 淳 史 君
建 設 課	長	舛 田 紀 和 君
健 康 福 祉 課	長	下 河 勇 生 君
高 齢 者 介 護 課		山 本 康 正 君
子 育 て 支 援 課	長	渡 邊 博 子 君
学 校 教 育 課	長	鈴 木 徳 子 君
生 涯 学 習 課	長	池 田 誠 君
病 院 事 務	長	村 上 弘 光 君
消 防 署	長	早 弓 格 君
産 業 経 済 課	参 事	藤 澤 文 一 君
政 策 推 進 課	参 事	伊 藤 信 幸 君

---

○職務のため出席した事務局職員

事 局	長	本 間 力 君
主	査	八 木 橋 直 紀 君
書	記	神 綾 香 君

---

### ◎開議の宣告

○議長（松田謙吾君） 本日5月26日は休会の日ですが、議事の都合により、特に定例会5月会議を再開いたします。

これより、本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

---

### ◎会議録署名議員の指名

○議長（松田謙吾君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第109条の規定により、議長において、6番、前田博之議員、7番、森哲也議員、8番、大淵紀夫議員を指名いたします。よろしく願いいたします。

---

### ◎議会運営委員長報告

○議長（松田謙吾君） 日程第2、議会運営委員長報告をいたします。

議会運営委員会委員長から、5月26日に開催した議会運営委員会での、本会議の運営における協議の経過と結果について、報告の申し出がありましたので、これを許可いたします。

議会運営委員会小西秀延委員長、登壇願います。

〔議会運営委員会委員長 小西秀延君登壇〕

○議会運営委員会委員長（小西秀延君） 議長の許可をいただきましたので、本日の本会議前に行った議会運営委員会の経過と結果についてご報告いたします。

令和3年白老町議会定例会は、6月30日まで休会中ではありますが、会議条例第6条第3項の規定により、休会に中にかかわらず議事の都合により5月会議を開くこととしたところであります。

本委員会での協議事項は、令和3年定例会5月会議の運営の件であります。町長の提案によるものとして、補正予算2件、条例の一部改正1件、専決の報告2件の議案5件であります。担当課長から、その概要について説明を受けた後、いずれも本日の議事日程といたしました。

これらのことから、5月会議の再開は、本日1日間とするものであります。

以上、議会運営委員長の報告といたします。

○議長（松田謙吾君） 議会運営委員長の報告がありました。

委員長の報告に対し質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これで、委員長報告は報告済みといたします。

---

### ◎行政報告

○議長（松田謙吾君） 日程第3、行政報告を行います。

町長から、行政報告の申し出がありましたので、これを許可いたします。

戸田町長。

〔町長 戸田安彦君登壇〕

○町長（戸田安彦君） 令和3年白老町議会定例会5月会議の再開にあたり行政報告を申し上げます。

新型コロナウイルス関連についてであります。5月14日、北海道は緊急事態宣言の対象区域となり、16日より緊急事態措置が適用されました。胆振管内においても、感染の拡大が見受けられることから、本町では5月31日まで町内公共施設を休館としました。また、胆振総合振興局長と胆振管内首長連名で緊急メッセージを発出し、不要不急の外出の自粛など、自分自身や大切な人の命とくらしを守るため、人と人との接触機会を徹底的に低減するとともに、基本的な感染防止行動を徹底いただくよう、町民の皆様へ改めてお願いしているところです。

感染拡大、緊急事態宣言に伴い、6月5日に開催を予定していました白老牛肉まつりドライブスルー特別編については、ドライブスルー形式での開催を断念し、申込者に商品を発送する方法に変更したところであります。事前申し込みにより商品は完売となっており、ご協力いただいた皆様へ感謝を申し上げますとともに、町としても引き続き白老牛を基軸とした農業振興を図ってまいります。

また、6月13日、17日に白老港に寄港予定となっておりましたクルーズ船「にっぽん丸」と「ばしふいっくびいなす」についても、現下のコロナ感染拡大の影響により、中止決定の連絡を受けたところであり、両クルーズ船の寄港中止は大変残念であります。アフターコロナを見据えたなかで、今後ともクルーズ船の誘致活動を進めてまいります。

次に、新型コロナワクチンの接種についてであります。本町における対象者は、1万5,240人であり、国が示す接種順位に基づき、4月26日に65歳以上の高齢者7,112人を対象として接種券を発送し、5月19日現在の予約率は80パーセントを超えたところであります。

また、高齢者に対する接種を早期に終えることができるよう、町内医療機関の協力の下、新たに1,656名分の集団接種枠の確保を図ったところです。

今後においては、5月28日から、萩野公民館を皮切りに集団接種を、また、6月1日からは町内医療機関における個別接種を開始するところであり、高齢者への接種を順調に進めつつ、引き続き64歳以下の方への接種もスムーズに開始できるよう、万全の体制の下、準備を進めてまいります。

次に徳寿ファームレストラン「KANTO」の開店についてであります。令和元年6月に本町字森野地区に進出しました株式会社徳寿ファームが、ファームレストラン「KANTO」を5月28日、徳寿ファーム内に開店することとなりました。同レストランは、道道白老大滝線に隣接しており、店内も200席確保していることから、後志・石狩圏からの一般客や教育旅行のほか、インバウンドの集客が見込まれ、交流人口の増加に寄与するものと考えております。

また、自社生産の白老牛をはじめ、地元の野菜や魚介類などの食材を豊富に活用する地産地消レストランとして、白老牛のブランド化推進と本町の豊富な食材PRにも大きなお力添えをいただけるものと期待しているところであります。

なお、本5月会議には、議案3件、報告2件の提案を申し上げますので、よろしくご審議賜りたいと存じます。

○議長（○議長（松田謙吾君）） これで行政報告は終わります。

---

◎議案第1号 令和3年度白老町一般会計補正予算（第2号）

○議長（松田謙吾君） 日程第4、議案第1号 令和3年度白老町一般会計補正予算（第2号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

大塩企画財政課長。

○企画財政課長（大塩英男君） 議1-1をお開きください。議案第1号 令和3年度白老町一般会計補正予算（第2号）。

令和3年度白老町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,117万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ104億5,517万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。

令和3年5月26日提出。白老町長。

3 ページをお開きください。「第1表 歳入歳出予算補正」、1歳入、2歳出、につきましては記載のとおりでございますので、説明を省略させていただきます。

5 ページをお開きください。「第2表 地方債補正」につきましては、記載のとおりでございますので、内容につきましては歳出のところで説明をさせていただきます。

次に、歳入歳出事項別明細書、2歳出から説明させていただきますので、10ページをお開きください。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、（1）町民生活事務経費10万円の増額補正であります。白老町災害弔慰金等支給要綱に基づき、5月3日に発生した2件の火災による人家被災見舞金を計上するものでございます。財源は一般財源でございます。次に、2項児童福祉費、4目児童福祉施設費、（1）保育所広域入所経費30万円の増額補正であります。本町に住民票のある幼児1名が、3か月間函館市の認定こども園の入園に伴い、給付金を支出するため経費を計上するものであります。財源は、子供のための教育保育費給付負担金国庫支出金14万9,000円、道支出金が7万4,000円、一般財源7万7,000円を充当するものでございます。

次に、8款土木費、2項道路橋梁費、3目橋梁維持費、（1）橋梁長寿命化事業、補正額はありませんが、事業内での節の増減であります。本事業は、橋梁等長寿命化計画に基づき橋梁の法定点検を実施するものでございますが、契約手法の変更に伴い12節委託料3,086万円を減額し、全額を18節負担金、補助及び交付金とするものでございます。

次に、12、13ページをお開きください。10款教育費、2項小学校費、2目教育振興費、（1）小学校教育振興一般経費、19万5,000円の増額補正であります。本年4月1日付で採用した学校図書司書の費用弁償、通勤費の支出が必要となったことの伴い経常するものでございます。財源は一般財源

でございます。次に、5項保健体育費、2目体育施設費、(1)体育施設維持管理経費、117万7,000円の増額補正であります。当該施設は平成3年の竣工から約30年が経過し、ボイラー配管の一部となる温水ヘッター周りの配管やポンプにおいて、老朽化による腐食等が著しく配管から漏水が生じているほか、適切な温水循環にも影響を及ぼしていることから、温水ヘッター周りにおける散放弁など配管の一部とポンプを交換の経費を計上するものでございます。財源は一般財源であります。

次に、11款災害復旧費、1項公共土木施設災害復旧費、2目都市計画施設災害復旧費、(1)公園施設災害復旧事業、1,940万円の計上であります。2月15日に暴風等の災害の発生により、萩の里自然公園の法面の一部崩壊に伴う災害復旧の経費を計上するものでございます。財源は町債の緊急防災減災事業を全額充当いたします。

以上で歳出の説明を終わらせていただきまして、歳入の一般財源の説明をさせていただきます。6ページ、7ページにお戻りください。21款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、1、前年度繰越金154万9,000円であります。歳出総額に対する歳入不足として計上するものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（松田謙吾君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第1号 令和3年度白老町一般会計補正予算（第2号）、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

---

## ◎議案第2号 令和3年度白老町国民健康保険事業特別会計補正 予算（第1号）

○議長（松田謙吾君） 日程第5、議案第2号 令和3年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

久保町民課長。

○町民課長（久保雅計君） 議2-1をお開きください。議案第2号 令和3年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）。

議案第2号 令和3年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ47万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億8,267万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年5月26日提出。白老町長。

次に、2ページから3ページの第1表 歳入歳出予算補正につきましては、記載のとおりでございますので、説明を省略させていただきます。

次に、歳入歳出事項別明細書の歳出のほうから説明させていただきます。6ページをお開き願います。2款保険給付費、6項傷病手当金、1目傷病手当金、（1）傷病手当金経費につきましては、国保被保険者のうち、被保険者につきまして新型コロナウイルス感染症に感染した者、または発熱等の症状があり感染が疑われるものを対象とした傷病手当金でございまして、47万8,000円の計上としております。財源は全額特別調整交付金でございます。

次に、歳入でございます。4ページにお戻りください。3款道支出金、1項道支出金、1目保険給付費等交付金、特別調整交付金は歳出でもご説明したとおり、新型コロナウイルス感染症に関わる傷病手当金の47万8,000円の増額補正であります。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（松田謙吾君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第2号 令和3年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第3号 白老町国民健康保険条例の一部を改正する条例の  
制定について

○議長（松田謙吾君） 日程第6、議案第3号 白老町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

久保町民課長。

○町民課長（久保雅計君） 議3-1をお開きください。議案第3号でございます。白老町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、白老町国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和3年5月26日提出。白老町長。

改正規定につきましては、朗読を省略させていただきます。

議3-2をお開きください。議案説明でございます。新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部が改正され、新型コロナウイルス感染症の定義について引用している規定が廃止されたことに伴い、当該感染症の定義を整理するため、本条例の一部を改正するものでございます。

議3-1にお戻りください。附則でございます。この条例は、公布の日から施行する。

なお、新旧対照表につきましては、記載のとおりでございますので説明を省略させていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（松田謙吾君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。 質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第3号 白老町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎報告第1号 専決処分の報告について

（令和2年度白老町一般会計補正予算（第14号））

○議長（松田謙吾君） 日程第7、報告第1号 専決処分の報告についてを議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

大塩企画財政課長。

○企画財政課長（大塩英男君） 報1-1をお開きください。報告第1号 専決処分の報告について



て。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記事項について、別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定により報告する。

令和3年5月26日提出。白老町長。

記といたしまして、（4）会計年度末における地方交付税等の一般財源、基金繰入金及び基金積立金の増減に際し歳入歳出予算の補正をすること。

報1-2をお開きください。専決処分書でございます。地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、白老町議会会議条例（平成20年条例第51号）第8条の規定により、町長において専決処分することができる事項について次のとおり専決処分する。

令和3年3月31日専決。白老町長。

令和2年度白老町一般会計補正予算（第14号）

令和2年度白老町一般会計補正予算（第14号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ935万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ137億726万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正額の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

4ページをお開きください。「第1表 歳入歳出予算補正」、1歳入、5ページの2歳入につきましては、記載のとおりでございますので説明を省略させていただきます。

次に、歳入歳出事項別明細書の2歳出から説明させていただきますので、12ページ、13ページをお開きください。2款総務費、1項総務管理費、9目企画調整費、（1）ふるさと納税推進PR事業、財源振替でございます。令和2年4月から令和3年3月までの間に1億2,947万6,000円のふるさと納税の指定寄附があったことから、おおむね2分の1の6,471万9,000円を本事業に充当することとし、同額一般寄附分を増額するものでございます。

次に、14款諸支出金、1項諸支出金、1目基金管理費、（1）各種基金積立金、935万1,000円を増額補正でございます。教育振興基金積立金の300万円は株式会社マルトラ様、商工業振興基金積立金の200万円は株式会社ケイホク様、文化振興基金積立金の100万円は株式会社ウエスト胆振様からのご寄附により、それぞれ積み立てるものでございます。次に、ふるさとGENKI応援寄附基金積立金の335万1,000円は、本年2月から3月分の指定寄付金669万6,000円から経費充当分を除いた金額を積み立てるものでございます。これにより、令和2年度のふるさと納税指定寄附金分の積立額は、475万7,000円となるものでございます。

以上で歳出の説明を終わらせていただきまして、続きまして歳入の説明をさせていただきます。

6ページ、7ページにお戻りください。2款地方譲与税、2項自動車重量譲与税、1目自動車重量譲与税、866万6,000円の減額補正であります。実績見合いによる減額でございます。

次に、5款株式等譲渡所得割交付金、1項株式等譲渡所得割交付金、1目株式等譲渡所得割交付金、125万8,000円を増額補正であります。こちらも実績見合いにより増額補正するものであります。

次に、6款法人事業税交付金、1項法人事業税交付金、1目法人事業税交付金、259万円増額補正

であります。こちらにつきましても実績見合いにより増額補正するものであります。

次に、9款環境性能割交付金、1項環境性能割交付金、1目環境性能割交付金、600万1,000円の減額補正であります。実績見合いにより減額するものでございます。

次に、8ページ、9ページをお開きください。12款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税、特別交付税9,336万2,000円の増額補正であります。3月交付分の特別交付税額が3億3,423万2,000円となり、12月交付分の2億5,413万円と合わせて総額5億8,836万2,000円となったことから、実績見合いにより増額補正するものでございます。

次に、19款寄附金、1項寄附金、1目寄附金、指定寄付金でございます。歳出で説明した指定寄附分として7,407万円の増額補正であります。次に、一般寄附金でありますけれども、ふるさと納税PR事業の財源振替をしたことから、6,471万9,000円を減額するものであります。なお、令和2年度のふるさと納税による寄附額につきましては、前年比2,732万1,500円の増の総額3億9,761万3,500円のご寄附をいただいたところでございます。なお、19款寄附金、1項寄附金、1目寄附金の表記の関係でございますが、指定寄付金7,407万円の内訳として、商工業振興基金、文化振興基金、教育振興基金、ふるさと納税基金ということで、7,407万円と内訳の935万1,000円が合致していない内容になってございますが、この合致していない部分につきましては、歳出の13ページでご説明したふるさと納税推進PR事業の財源振替分6,471万9,000円と935万1,000円の合計額がこの7,407万円という形で表記されている形になりますので、ここの内訳の表記を見たときに疑義が生じるかと思いますが、理由としましてはそのような形になってございますのでご理解をいただきたいと思っております。

続きまして、21款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、1前年度繰越金、8,254万3,000円の減額補正でございます。歳出総額に対する歳入の増加分を減額補正するもので、今補正予算において繰越金の留保額は1億2,012万6,000円となるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（松田謙吾君） ただいま、提出者の説明がありました。この件に関して、何かお尋ねしたいことがありましたどうぞ。

4番、貳又聖規議員。

○4番（貳又聖規君） 8ページから9ページ、この中で環境性能割交付金、この性格的なものをご説明いただきたいと思っております。

○議長（松田謙吾君） 大塩企画財政課長。

○企画財政課長（大塩英男君） 環境性能割交付金のご質問でございました。過去には、軽自動車の取得税という形で軽自動車税にも賦課されていたという状況だったのですが、これが制度改正されて軽自動車の取得税といわゆる一般的な軽自動車税ということで分かれておまして、今環境性能割交付金というのは、昔の軽自動車取得税ということで、こちらは道の歳入として入ってきてその見合い分が町に交付されるということから環境性能割交付金で歳入として計上しているというところでございます。今回予算に対して減額ということだったのですが、昨今のコロナの影響もあり、自動車の取得、こちら7ページの自動車重量譲与税の関係もそうだと思うのですが、こちらの部分で予算よりも減額されたという状況でございます。

○議長（松田謙吾君） ほかごさいませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 報告第1号は、これを持って報告済みといたします。

---

◎報告第2号 専決処分の報告について  
(損害賠償の額の決定について)

○議長（松田謙吾君） 日程第8、報告第2号 専決処分の報告についてを議題に供します。  
提出者からの説明を求めます。  
高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） 報2-1をお開きください。報告第2号 専決処分の報告について。  
地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記事項について、別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定により報告する。

令和3年5月26日提出。白老町長。

記については朗読を省略させていただきます。

報2-2をお開きください。専決処分書です。地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、白老町議会会議条例（平成20年条例第51号）第8条の規定により、町長において専決処分することができる事項について次のとおり専決処分する。

令和3年5月12日専決。白老町長。

記。1、損害賠償の額、金3万8,100円。

2、損害賠償の相手方、記載のとおりでございます。

次のページ、説明でございます。事故の発生状況です。

1、日時、令和3年1月25日（月曜日）午後5時30分頃。

2、場所、白老町字竹浦198番地27 竹浦コミュニティセンター駐車場。

3、当事者は（甲）、（乙）記載のとおりでございます。

4、状況でございますけれども、令和3年1月25日（月）午後5時30分頃、竹浦コミュニティセンター駐車場において、（乙）車両が駐車しようとしたところ、駐車場内の排水溝のグレーチングが跳ね上がり、（乙）車両が損傷したものであります。

5、被害の程度、（乙）車両ガソリタンク損傷。

6、損害賠償額、本件は、（甲）が管理する竹浦コミュニティセンター駐車場において、排水溝の損傷によりグレーチングが不安定な状態になっていたことが原因であり、その上を（乙）車両が通過したことで発生した事故であるため、（乙）車両の修理代等38,100円を支払うことで示談する。

なお、損害賠償額については、全額保険により補てんされるものであります。

次のページに事故発生状況の図面をつけてございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（松田謙吾君） ただいま、提出者からの説明がありました。この件に関して何かお尋ねしたいことがありましたらどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） なしと認めます。

報告第2号は、これを持って報告済みといたします。

---

◎散会の宣告

○議長（松田謙吾君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

議長より、念のため申し述べておきます。

明日、5月27日から6月30日までの間は、休会となっておりますのでご承知願います。

本日は、これをもって散会いたします。

（午前10時34分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 松 田 謙 吾

署 名 議 員 前 田 博 之

署 名 議 員 森 哲 也

署 名 議 員 大 淵 紀 夫